

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針

(コーポレートガバナンス・コード原則5-1「株主との建設的な対話に関する方針」にかかるとの開示事項)

1. 基本的な考え方

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、常日頃株主との建設的な対話に積極的に取り組み、その意見や要望を経営に反映させ、株主・投資家（以下、株主等）とともに成長していくことが重要であると認識しております。そのため、株主等との対話を促進するための体制を整備し、当社の経営戦略や中期経営計画に対する理解を得ることを目的として、株主総会、決算説明会、機関投資家面談、個人投資家説明会などにより株主等との対話の場を設けております。

2. 推進体制

当社は、株主等との対話窓口をグループ経営管理本部に置き、東証に届け出た情報取扱責任者である専務取締役グループ経営管理本部長（以下、担当取締役）が統括しております。

また、対話の促進を補佐するため、IR専任部署を設置しております。

3. 株主との建設的な対話に関する具体的な取組み

- ①株主等との対話は、その目的などを総合的に勘案し、合理的な範囲で代表取締役社長、担当取締役、IR専任部署の管理職が対応することを基本としております。
- ②株主との対話を促進し、正確かつ適正な情報を提供するため、社内関連部署間で有機的な連携を図っております。また、面談内容を含む記録の共有などにより、対話内容の充実、向上に努めます。
- ③株主等との個別面談以外の対話の手段として、機関投資家説明会、海外投資家との個別面談などを必要に応じて実施しております。また、当社ホームページや株主総会招集通知などを通じた情報提供の充実にも努めております。
- ④株主等との対話において得られた意見などにつきましては、必要に応じて担当取締役から取締役会などに報告し情報共有することとしております。
- ⑤当社は、社内規程「内部者取引管理規程」を定めて未公表情報の外部漏洩防止およびインサイダー取引防止に努めております。株主等との会話の際には、当社の持続的な成長、中長期的な企業価値向上に資するテーマとし、インサイダー情報の管理を徹底した上で正確かつ公平な情報提供を行っております。

4. 株主構成の把握

当社は、毎年期末および第2四半期末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構成を把握するとともに、実質的に当社株式を所有する株主の調査を必要に応じて実施することで、実質株主の把握に努めております。調査によって判明した情報は、機関投資家との対話の際などに活用いたします。

5. 経営戦略や中長期の経営計画の策定・公表

当社は、連結中期経営計画及び決算短信あるいは有価証券報告書において、収益目標及び配当方針について開示しております。その実現のための具体的施策などについては、株主総会、決算説明会などの機会に、わかりやすく簡潔に説明するよう努めております。

以上